

令和6年度 公文書開示（令和7年2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	存在しない	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R7.1.23	R7.2.4	都庁第一本庁舎高層階用エレベーターでの移動を遅延させる行為を行うルール違反職員を嚴重注意した請求人が会計管理局極悪管理職らのトラブル事案捏造報告により令和元年5月24日付で違法な懲戒処分を科された事実を知っているにも関わらず、令和6年9月4日付の違法な懲戒免職処分に係る情報開示請求を行うために令和7年1月16日に本庁した際に遅延対応に苦言を呈した請求人に対して、「高層階用エレベーターでの移動に時間がかかるから遅くなった」と二重規範の言い訳を平然と行う職員の服務規程違反行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0					1										本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理 部総務課
2	R7.1.29	R7.2.6	会計管理局極悪管理職らのトラブル事案捏造報告により請求人が令和6年9月4日付で違法な懲戒免職処分を受けた事案について、令和6年12月11日付情報開示請求の手続きのために来庁した請求人に対して無礼過ぎる発言を繰り返した職員の服務規程違反行為を隠蔽するために、当該服務規程違反行為の被害者である請求人が理由なく侮辱発言を行ったかのような虚偽の対応記録を作成するという偽造公文書作成行為を行った職員の違法犯罪行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0					1										本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理 部総務課
3	R7.2.5	R7.2.18	会計管理局極悪管理職らのトラブル事案捏造報告により請求人が令和6年9月4日付で違法な懲戒免職処分を受けた事案について、トラブル事案を捏造することにより請求人を加害者に仕立て上げてマスコミに実名報道させるという極悪名誉毀損行為を行ったことを全く自覚せず、令和7年1月16日等に情報開示請求の手続きを行うために来庁した請求人に対して対応時間に不当な制限をつける等の不誠実で自己中心的な要求を繰り返す職員とこれに同調する都庁職員を象徴する）服務規程違反行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0					1										本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理 部総務課
4	R7.2.14	R7.2.26	自身のトラブル事案捏造行為により令和6年9月4日付で違法かつ不当な懲戒免職処分を受けた請求人の氏名をマスコミに実名報道させるといった極悪名誉毀損行為を行っているに、当該処分の根拠や手続き等に係る請求人の情報開示請求に対しては、違法名誉毀損行為を行った都庁関係者の氏名を「個人の権益の保護」を理由として不開示扱いにするという厚顔無恥なダブルスタンダードの対応を公然と継続している職権濫用犯罪行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0					1										本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理 部総務課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。